

広島市告示（安佐北区）第４９号
令和 7 年 6 月 1 7 日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の２第１０項の規定に基づき、平成１９年８月８日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した南原自治会（代表者 沖野 鈴夫）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松 井 一 實

1 変更があった事項

事務所並びに代表者の氏名及び住所

2 変更の内容

	旧	新
事 務 所	広島市安佐北区可部町大字南原５５０番地	広島市安佐北区可部町大字 上町屋１６０６番地
代表者の 氏名及び 住所	沖野 鈴夫 広島市安佐北区可部町大字南原５５０番地	上坊 重夫 広島市安佐北区可部町大字 上町屋１６０６番地